

富山市はじめての一步創業者サポート事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山市補助金等交付規則（平成17年富山市規則第36号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、富山市はじめての一步創業者サポート事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 市長は、新たな事業の立ち上げを促進し、地域経済の更なる活性化を図るため、富山市内（以下「市内」という。）で新たに創業する者や創業間もない者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 創業 事業を営んでいない個人が、所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業等の届出により市内において新たに事業を開始する場合又は新たに法人の設立登記を行い、事業を開始する場合をいう。ただし、法人にあっては代表者を含めた役員すべてが事業を営んでいない個人又は他の法人の役員となっていない場合に限る。
- (2) 創業の日 個人にあっては管轄する税務署に提出した個人事業の開業・廃業等届出書に記載された開業日を、法人にあっては登記簿謄本に記載された設立年月日をいう。
- (3) 会社 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項に規定する会社をいう。
- (4) 中小企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者及び小規模企業者をいう。
- (5) 大企業 前号以外の会社をいう。
- (6) みなし大企業 次のいずれかに該当する中小企業をいう。
 - ア 一の大企業が発行済み株式総数又は出資総額の2分の1以上を単独に所有又は出資している場合
 - イ 複数の大企業が発行済み株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資している場合
 - ウ 役員の半数以上を大企業の役員又は職員が兼務している場合
- (7) 特定創業支援等事業 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第127条の認定を受けた富山市創業支援等事業計画（平成26年3月20日経済産業大臣及び総務大臣認定。）における特定創業支援等事業をいう。

(補助対象者)

第4条 補助の対象となる者は、次の各号の要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 会社又は個人であって、補助金の実績報告までに市内で創業する者又は補助金の交付申請時において創業の日から3年を経過しない者であること。
 - (2) 交付申請時において、特定創業支援等事業による支援を受けてから3年を経過しない者であり、富山市から証明書の交付を受けた者であること。
 - (3) 事業計画書（様式第2号）について、富山商工会議所又は富山市北商工会、富山市南商工会、富山市八尾山田商工会から認定を受けた者であること。
 - (4) 補助事業の完了の日までに、市内に住民登録又は市内を本店所在地とした法人登記が行われていること。
 - (5) 市税を滞納していないこと。（補助金の交付申請時に市内に住所を有さない者又は市内に所在していない者にあつては、住所地又は所在地における市区町村民税を滞納していない者）
 - (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと。
 - (7) 個人事業主又は他の法人の登記上の代表者としての経験がない者であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号の要件のいずれかに該当する者は、補助金の対象としない。

- (1) 主たる事業が別表1の補助対象外業種に該当する事業である者
- (2) 大企業又はみなし大企業である者
- (3) 主たる事業がフランチャイズ、チェーンストアその他これらに類する契約に基づく事業である者
- (4) 主たる事業が常時従事する者を必要としない事業である者
- (5) 富山市四方チャレンジ・ミニ企業団地、富山市四方チャレンジ・ミニ企業団地研修センター、とやまインキュベータ・オフィス及び富山新産業支援センターに入居している者又は過去に入居していた者
- (6) 過去に補助金又は富山市チャレンジ創業応援補助金の交付を受けた者。ただし、前年度に補助金の交付を受け、前年度から継続して事業所賃借料を補助対象経費とする補助金の交付を受けようとする場合はこの限りではない。
（補助対象経費）

第5条 補助の対象となる経費の区分、補助率及び補助上限額は、別表2に定めるとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する経費は対象としない。
- (1) 他の機関又は制度において助成を受けた経費
 - (2) 第7条に規定する交付の決定以前に着手した経費
 - (3) 消費税及び地方消費税
（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、富山市はじめての一步創業者サポート事

業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書の写し
- (4) 住民票の写し（創業前の者又は個人事業主の場合）
- (5) 登記事項証明書の写し（創業している会社の場合）
- (6) 市税の納税証明書
- (7) 個人事業の開業・廃業等届出書の写し（個人事業主であり届出済の場合）
- (8) 営業の許認可の写し（許認可を必要とする業種で取得済の場合）
- (9) 見積書等の積算金額の根拠書類
- (10) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、前年度に補助金の交付決定を受けている場合において、前年度から継続して事業所賃借料を補助対象経費とする補助金の交付を受けようとするときは、補助金の交付を受けようとする会計年度の前年度の3月末日までに、富山市はじめの一步創業者サポート事業補助金交付申請書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支予算書（様式第3号）
- (2) 市税の納税証明書
- (3) 賃貸契約書等の積算金額の根拠書類
- (4) 交付初年度の交付決定通知書の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、補助金の交付を決定し、富山市はじめの一步創業者サポート事業補助金交付決定通知書（様式第5号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第8条 規則第7条第1項の規定により申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から14日以内に富山市はじめの一步創業者サポート事業補助金交付申請取下書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（事業計画の変更等の承認）

第9条 第7条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、事業計画等の内容を変更しようとするとき、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、富山市はじめの一步創業者サポート事業補助金変更交付（承認）申請書（様式第7号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、補助対象経費の20パーセント以内の軽微な変更についてはこの限りではない。

2 市長は、前項の規定により承認の申請があったときは、その内容を審査し、承認すべきと認めたときは、富山市はじめての一步創業者サポート事業補助金変更交付決定（承認）通知書（様式第8号）により、補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業を完了したときは、完了後10日又は交付申請年度の3月末日のいずれか早い日までに富山市はじめての一步創業者サポート事業補助金実績報告書（様式第9号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（様式第10号）
- (2) 収支決算書（様式第11号）
- (3) 領収書等支払いを証するものの写し
- (4) 事業により整備した事務所や設備等が確認できる写真
- (5) 住民票の写し（個人事業主で、交付申請時に市内に居住していない場合）
- (6) 登記事項証明書の写し（交付申請時に創業していない会社の場合）
- (7) 個人事業の開業・廃業等届出書の写し（個人事業主であり交付申請時に届出していない場合）
- (8) 営業の許認可の写し（許認可を必要とする業種で、交付申請時に許認可を取得していない場合）
- (9) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、前年度に補助金の交付決定を受けている場合において、前年度から継続して事業所賃借料を補助対象経費とする補助金の交付決定を受けた者は、3月末日までに、富山市はじめての一步創業者サポート事業補助金実績報告書（様式第12号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、3月より前に補助事業が完了する場合は、完了後10日又は交付申請年度の3月末日のいずれか早い日までに提出することとする。

- (1) 事業実績書（様式第10号）
- (2) 収支決算書（様式第11号）
- (3) 領収書等支払いを証するものの写し
（補助金等の額の確定）

第11条 市長は、規則第13条の規定により交付すべき補助金の額を確定したときは、富山市はじめての一步創業者サポート事業補助金額確定通知書（様式第13号）により、補助事業者に通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第12条 市長は、規則第15条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、富山市はじめての一步創業者サポート事業補助金取消決定通知書（様式第14号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第13条 市長は、規則第16条の規定により補助金の返還を命ずるときは、富山市

はじめの一步創業者サポート事業補助金返還命令書（様式第15号）により、補助事業者に通知するものとする。

2 前項の規定により補助金の返還の請求を受けた補助事業者は、当該補助金を市長が定める期限までに返還しなければならない。

（財産の処分の制限）

第14条 取得財産等のうち規則第18条第2号の市長が定める機械及び重要な器具は、補助事業により取得した全ての機械及び器具とする。

2 財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数とする。

3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ、富山市はじめの一步創業者サポート事業補助金財産処分承認申請書（様式第16号）を市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。

4 市長は、補助事業者が市長の承認を受けて財産を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

（補助金の経理）

第15条 補助事業者は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して前項の収支簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

（報告）

第16条 補助事業者は、交付申請年度の翌年度の初日から起算して3年間、毎年度4月末日までにはじめの一步創業者サポート事業補助金事業状況報告書（様式第17号）を市長に提出しなければならない。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

（廃止期日）

第2条 この要綱は、令和13年3月31日をもって廃止する。ただし、要綱第12条、第13条、第14条、第15条及び第16条の規定については、要綱の廃止後も、なおその効力を有する。

別表1（第4条関係）

(1)一般枠

補助対象外業種（令和6年4月施行「日本標準産業分類」による）
1 農業、林業（大分類Aに含まれるもの）
2 漁業（大分類Bに含まれるもの）
3 金融業、保険業（大分類Jに含まれるもの。ただし、保険媒介代理業及び保険サービス業は除く）
4 教育、学習支援業（大分類Oに含まれるもの）
5 医療、福祉（大分類Pに含まれるもの）
6 複合サービス事業（大分類Qに含まれるもの）
7 サービス業（大分類Rに含まれるもののうち、以下に該当する業種）
ア 興信所（小分類7291に含まれるもの）
イ 易断所、観相業（細分類7999に含まれるもの）
ウ 競輪・競馬等の競走場、競技団（小分類803に含まれるもの）
エ 芸ぎ業、芸ぎ幹旋業（細分類8094に含まれるもの）
オ 場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業（細分類8096に含まれるもの）
カ 集金業、取立て業（細分類9299に含まれるもの）
キ 政治・経済・文化団体（中分類93に含まれるもの）
ク 宗教（中分類94に含まれるもの）
ケ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する営業及びそれらに類似する業種を営む者
8 公務（大分類Sに含まれるもの）
9 その他補助対象とすることが適当でないと市長が認める業種

(2)特別枠

補助対象外業種（令和6年4月施行「日本標準産業分類」による）
製造業（大分類Eに含まれるもの）、情報通信業（大分類Gに含まれるもの）を除く全ての業種

別表2（第5条関係）

(1)一般枠

補助対象経費	内容	補助率	補助上限額
事業所改装費	事業所の開設に伴う外装工事及び内装工事に要する費用 （事業所以外の施設を併設している場合は、事業所部分のみ対象とする） （解体及び処分に要する経費は対象としない）	1 / 2 （千円未満切り捨て）	50万円
車両関連費	事業の遂行に必要な車両を購入又は改造するために必要な経費 （用途を事業用に限定しているものに限る）		
機械設備導入費	事業の遂行に必要な機械設備を購入するために必要な経費 （事業所の床や壁等に固定して使用するものに限る）		
広告宣伝費	自社や自店、又は補助事業者が提供する商品やサービス等を宣伝するための広告宣伝費 ・新聞、雑誌、インターネット等による広告宣伝費 ・パンフレット等の製作費 ・ホームページ制作費 ・展示会の出展費用（出展料、配送料）		

(2)特別枠

補助対象経費	内容	補助率	補助上限額
機械設備導入費	事業の遂行に必要な機械設備を購入するために必要な経費（事業所の床や壁等に固定して使用するものに限る）	1 / 2 （千円未満切り捨て）	200万円
事業所賃借料	主たる事業に供する事業用物件を賃借するための経費（最大36箇月間） （事業所賃借料のみを補助対象経費とする申請は不可とする。ただし、初回交付申請年度の翌年度以降は可とする。）	初回交付申請年度： 3 / 10 初回交付申請年度の翌年度： 2 / 10 初回交付申請年度の翌々年度： 1 / 10 （千円未満切り捨て）	初回交付申請年度： 4.5万円／月 初回交付申請年度の翌年度： 3万円／月 初回交付申請年度の翌々年度： 1.5万円／月